

開会の日 令和4年3月11日(金)

場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	徳 島	純 次
副委員長	水 上	雅 廣
委員	葛 谷	寛 徳
委員	高 原	邦 子
委員	前 川	文 博
委員	澤	史 朗
委員	小笠原	美保子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
総務部長	泉 原	利 匡
総務課長	洞 口	廣 之
管財課長	砂 田	健太郎
総務課行政係課長補佐	下 通	剛
総務課人事給与係長	中 垣	由 香
管財課情報システム係長	松 井	洋 子
管財課指定管理係長	澤 田	充 弘
市民福祉部長	藤 井	弘 史
市民福祉部市民保健課長	花 岡	知 己
子育て応援課長	今 村	安 志
市民保健課健康推進係長	後 藤	和 宏
古川保健センター	清 水	弘 子
市民保健課保険年金係長	廣 元	久 之
市民保健課市民係課長補佐	川 上	聡 子
教育長	沖 畑	康 子
教育委員会事務局長	野 村	賢 一
文化振興課長	大 上	雅 人
生涯学習課長	花 岡	知 己
スポーツ振興課長	大始良	透
神岡振興事務所長	森 田	雄一郎
神岡振興事務所市民振興課長	岸 懸	貴 則
神岡振興事務所市民振興課総務税務係課長補佐	出 井	浩 司
消防長	中 畑	和 也
消防本部総務課長	堀 田	丈二郎
消防本部予防課課長補佐	原	保 宏
古川消防署救急課長	山 下	公 司

◆職務のため出席した
事務局員

議会議務局長
書記

岡 田 浩 和
水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第8号	飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第9号	飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第10号	飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第11号	飛驒市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
議案第12号	飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第13号	飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第14号	飛驒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号	飛驒市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
議案第16号	飛驒市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第17号	飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について
議案第18号	財産の無償譲渡について(飛驒市ケーブルテレビ情報施設)
議案第19号	飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第20号	飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
議案第21号	飛驒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第22号	飛驒市不妊治療費助成金条例を廃止する条例について
議案第23号	飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第24号	飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第25号	飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第26号	飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
議案第27号	飛驒市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について
議案第28号	指定管理者の指定について(飛驒市大無雁コミュニティーセンター)
議案第29号	指定管理者の指定について(飛驒市西忍コミュニティーセンター)
議案第30号	指定管理者の指定について(飛驒市坂下生活改善センター)

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長（徳島純次）

ただいまから、第2回総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。会議録署名は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を告げてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いいたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

◆議案第8号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

議案第12号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

それでは、はじめに付託案件の審査を行います。議案第8号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第12号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5案件を会議規則第96条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（徳島純次）

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（泉原利匡）

それでは、まず議案第8号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

要旨にて説明いたします。11ページをお願いいたします。人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定及び給与額の算出方法の見直しに伴う改正でございます。

下段の条例の概要でございます。人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改正につきましては、令和3年の人事院勧告に基づきまして、一般職員及び再任用職員、並びに会計年度任用職員の期末手当の支給率を引き下げるものでございます。

期末手当につきましては0.15月分。再任用職員につきましては0.1月分の引き下げでございます。ただし、令和3年度において、12月期の期末手当の引き下げを行わず、常勤の職員の引き下げに相当する額については、令和4年6月期の期末手当から減額することで調整を行うということでございます。

13ページをお願いいたします。中ほどでございます。次に地域手当について諸手当算定基礎の取り扱いを国に準じた取り扱いとする改正ということで、国家公務員の例に準じ、勤務1時間当たりの給与額の算出、期末手当基礎額、勤勉手当基礎額に地域手当を加えるものでございます。地域手当は物価等を考慮して生活費が高い地域に在勤する職員支給するもので、基本給に東京都は20%、岐阜市は6%、各務原市は3%を乗じた金額となるものでございます。

次に3点目、獣医師に対し、初任給調整手当を支給するための改正でございます。獣医師の採用が極めて困難なため、岐阜県の例に倣い、獣医師に対し初任給調整手当を支給できるように改正するものでございます。月額6万円以内を採用から20年以内の支給ということでございます。

影響額でございますが、人事院勧告に伴うものということで、本則による減額分、これは令和4年の6月期分でございます。一般職で2,208万3,000円の減、460名分でございます。再任用職員で43万4,000円の減、18名分でございます。会計年度任用職員で542万2,000円の減ということで302名分でございます。

その下、不足による減額分ということで、こちらは令和3年の12月期分の調整でございますが、一般職2,166万1,000円の減で438名分、再任用職員25万3,000円の減で11名分、2番目の地域手当、諸手当の基礎に係る見直しに伴うもので、一般職で84万6,000円の増ということで5名分です。

3点目、獣医師の初任給調整手当に係るものは、一般職82万8,000円で2名分でございます。設置施行日は令和4年4月1日でございます。

続きまして議案第9号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、要旨にて説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。

条例の概要でございますが、令和3年の人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の支給率を引き下げるものということで、一般職の任期付職員につきましては、0.1月分でございます。ただし、令和3年度においては、12月期の期末手当での引き下げを行わず、引き下げに相当する額を令和4年度6月期の期末手当から減額することで調整を行うというものでございます。

次ページをお願いいたします。影響額でございますが、先ほどと同じく本則による減額分は、12万2,000円、5人分で、不足による減額分が8万8,000円の2人分でございます。施行日は令和4年4月1日です。

続きまして、議案第10号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。要旨について説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、こちら人事院勧告に伴うものでございますが、条例の概要でございます。国の特別職の例に順じ、一般職の期末手当の支給率の引き下げに合わせ、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を引き下げるものということで、こちら0.15月分の引き下げを行うものでございます。

次ページをお願いいたします。影響額でございますが、本則による減額分が26万円、2人、不足による減額分が26万円、2人ということで、施行日は令和4年4月1日でございます。

続きまして議案第11号、飛騨市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちら要旨にて説明させていただきます。4ページをお願

いたします。

こちら人事院勧告に伴う支給割合の改定ということでございます。こちら条例の概要でございますが、国の特別職の例に順じ、一般職の期末手当の支給率引き下げに合わせ、教育長の期末手当の支給率を引き下げるものということで、0.15月分の引き下げを行うものでございます。

次ページの影響額でございますが、本則による減額分が9万5,000円、不足による減額分が9万5,000円、施行日が令和4年4月1日です。

最後に議案第12号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。要旨にて説明します。4ページをお願いいたします。

こちら人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定ということでございまして、国の特別職の例に順じ、一般職の期末手当の支給率引き下げに合わせ、議会議員の期末手当の支給率を引き下げるものということで、0.15月分の引き下げを行うものでございます。

次ページ、影響額でございますが、本則による減額分63万3,000円、13人分、不足による減額分63万3,000円、13人分ということで、施行日は令和4年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑は議案番号を述べて行ってください。ありませんか。

○委員（高原邦子）

全体に関わることなんですけど、この人事院勧告を出してきて、12月はスルーして6月からということなんですけど、地方自治体によっては12月からそれを実施しているところもあると聞きました。この飛騨市はどうして12月に行えなかったのか、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総務課長（洞口廣之）

お答えいたします。この人事院勧告に基づく給与の改定につきましては、基本的には、まず国に準じていくという方針でございます。これにつきましては、給与関係閣僚会議というのがございまして、その決定に基づいて閣議決定がなされます。

その後、国から地方公務員の給与改定に関する取り扱いの通知がなされまして、各団体が条例改正をするという流れになるわけでございますが、今般につきましては、国のほうから12月の改定は見合わせるようにという通知がございました。

今、議員ご指摘の実施をした団体というのは、それぞれ独自に人事委員会を持っている都道府県、また、政令市ということになります。

したがって、岐阜県内の市町村においては12月に実施したところはありません。私どもも独自の人事委員会を持っているわけではございませんので、あくまでもこれは国に準じて行うという方針でございます。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（前川文博）

昨年の12月の賞与のほうの引き下げ分を今度6月から引くということなんですけども、退職された方とかについてはどのような扱いなのか。この間、新聞にも出ていたと思うんですけど、その辺をどのように考えてみえますか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総務課長（洞口廣之）

施行日が4月1日ということになります。4月1日以降に、次は6月で調整するというので、6月1日現在に在籍している職員に対して調整をするということになりますので、この3月31日をもって退職された方からは、そういった調整がかないませんので、ここは行わないということになります。

参考までに不適応となる方、退職者、一般職で8名、影響額は40万7,000円でございます。以上です。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

これはお給料のことで出ているわけですし、このところには費用弁償とかいろいろなものも規定されているところだとは思いますが、できるだけ世間に合わせるという形でそれは理解しているんですが、それは除いて、今、ガソリンとか、そういったものが非常に上がってきていますね。そうしたときに、飛騨市の場合、職員が車で人が多いと思うんですが、そういったところへの配慮はどのようになっているんでしょうか。

やっぱり下げるときばかりではなく、やっぱり、こういったときもしっかりと手当とか、そういうのはプラスになるように考えていかななくてはならないのではないかなと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総務課長（洞口廣之）

今、通勤手当のお話をされているかと思いますが。この地方公共団体の手当につきましても、国ですとか、他の自治体との均衡を図って、あまり独自にどんどん上げたりということはなかなか認められないというような中で均一に動いているというのが実態でございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、今般、かなり影響額、私も大きな影響を受けますけれども、そういった中で、またこれが国のほうでも議論されて必要になってくるといったような流れでありましたら考えたいと思いますが、今独自に影響額を調査して改定するということは考えておりません。

○委員（高原邦子）

それで、今、国に準じてとか、国という言葉が出ています。そうしますと、ラスパイレス指数

というか、あれは飛騨市の場合はどうのような値をとっているのでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総務課人事給与係長（中垣由香）

令和3年度のラスパイレス指数は94.1と記憶しております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論は議案番号を述べて行ってください。ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第8号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第9号について採決いたします。本案は議案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第10号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第11号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものとして報告する

ことに決定いたしました。

次に、議案第12号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして、報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(徳島純次)

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第13号 飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長(徳島純次)

次に、議案第13号、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長(泉原利匡)

それでは、議案第13号につきましてご説明させていただきます。要旨に沿って説明いたします。6ページをお願いいたします。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種手当の創設並びに獣医師手当及び人工授精取扱手当の見直しに伴う改正でございます。

条例の概要でございます。第1条、新型コロナウイルスワクチン接種手当の創設に伴う改正でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、3回目のワクチン接種を迅速に進めるため、休日等においてワクチン接種を行った場合に、この接種業務に従事した職員に対して支給する手当を創設するものでございます。

支給額については、過去に行われた大規模接種や職域接種の際に接種業務に従事した医療従事者等に、実際に支払われた1時間当たりの報酬額等の均衡を考慮した額とし、時間外勤務手当との併給は行わないというものでございます。

医療職給与表1の適用を受ける職員、医師でございますが、こちらにつきましては2万円。医療職給料表2及び同表3の適用を受ける職員につきましては、9,000円ということで、こちらは看護師などでございます。

第2条でございますが、獣医師手当及び人工授精取扱手当の見直しに伴う改正でございます。獣医師手当に係る時間外勤務手当取り扱いの見直しということで、毎年1,000人に上る獣医師科卒業生のうち、市町村に就職する割合が全体の0.2%にとどまっている中、獣医師の確保に向けた処遇の改善を図るため、時間外勤務手当を獣医師手当に含むものとしていた規定を削除しまして、獣医師手当とは別に時間外勤務手当を支給できるように改めるものでございます。

2点目が、人工授精取扱手当及び同手当に係る時間外勤務手当の見直しということで、次ページでございますが、月額8,000円としていた人工授精取扱手当について、業務実績による支給に改めるべきというようなことを国から助言をいただいております。それに基づきまして、作業従事1回あたり300円に改めるとともに、当該作業における時間外勤務手当を併せて支給するように改めるものでございます。施行日でございますが、第1条の関係は公布の日ということで、適用日を令和4年3月1日、第2条は令和4年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

獣医師のところなんですけど、これがちょっと分かりにくいんですけど、1回あたり300円に改めるとか、そして、当該作業における時間外勤務手当を併せて支給するように改めると。

そうしますと、その手当ができるだけ高まるように改正をするわけなんですけど、どれくらいの手当が高くなるのか、その辺の計算はどのようなものですか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総務課長（洞口廣之）

まず、獣医師手当のほうから申し上げます。獣医師手当につきましては、月額として支給いたしますので、これに掛ける12というのが年間の増額分になるんですが、実は獣医師さんというのは、夜間にかなり農家さんから依頼があって、例えば、古川から山之村まで行ったりとか、そういったところの時間外勤務手当が全く出ていなかったという状態であります。

ですから、これは実績に基づいてきますから、正確に来年度の影響額というものを見込めるものではありませんが、そういったところをしっかりと出すということで、やる気を出していただくといえますか、そういった処遇を改善したいということで考えております。

それから、もう1つの人工授精手当ですけれども、月額8,000円という固定給のような扱いをしておりましたが、こういった個々の業務に従事した場合には、やった実績を支払いなさいということだったんですね。

それで、過去3年間の実際の従事回数等の平均をとりまして、その1回当たり幾らにするのが妥当かというところで、過去の従事回数の平均で考えますと、1回当たり300円で、月額8,000円に遜色がないだろうと。変わらない額ということで、300円に定めさせていただくものであります。

また、人工授精に関しては、あまり時間外勤務にということはありませんけれども、また時間外勤務が必要な場合には、やはり時間外勤務手当をしっかりとお支払いするといったことで改めたいというものでございます。

○委員（高原邦子）

分かりました。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきも

のとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第14号 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第14号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

それでは、議案第14号につきまして、要旨にて説明させていただきます。7ページをお願いいたします。こちらは、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正でございます。改正の背景でございますが、令和3年8月に人事委員会が行った公務員人事管理に関する報告及び、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が明らかにされ、当該措置のうち、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等について、令和4年4月1日から適用すべく、所要の措置を行うよう総務省から地方公共団体に対して通知があったものでございます。

地方公務員法の規定において、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇等の勤務条件については、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められているというようなことから、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正内容に即した内容とするため、当該条例を改正するものでございます。

条例の改正内容でございますが、1点目が非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和ということで、これまで引き続き在職した期間が1年以上ということが明記してありますが、それを廃止するものでございますし、2点目も部分休業の取得の要件の緩和ということで、同じく引き続き在職した期間が1年以上を廃止ということで、1年を満たなくても採用されたときから育児休業とか部分休業がとれるようになるということでございます。

3点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備のための措置規定の追加ということで、本人または配偶者の妊娠出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知とか、取得意向の確認をするということ、また、育児休業に関する研修実施や相談体制の整備等ということでございます。施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

市民への影響等というところに継続的な勤務が見込まれる非常勤職員について採用当初から育児休業が取得可能となるとか、いろいろ書かれているんですが、そもそも認めるなど私は言っているわけではないんですが、就職したすぐにといい、そうすると皆さんの人事というのは、本当に一般質問の中でも市長が答弁されていたように、大変な中でやりくりしているんですね。

そういったところに対して、ますますほかの方々が過重状態になるんですが、その辺のことにはどのように対処してくつもりで今回この改定案を出されてきたのでしょうか。ちょっと説明していただけたらと思います。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総務課長（洞口廣之）

議員さんにご指摘いただきましたとおり、育児休業を取られますと、やはり欠員という状態になります。これは会計年度任用職員も同じでして、やはり一般の職員と同じく仕事をしていただいておりますので、やはり組織としては辛くなってまいります。

ただ、こういった法の流れといいますか、今の世論といいますか、社会的な環境を見ますと、これを認めないということは、まずありえないということだと思います。どんな職であっても等しく権利を受けていただく必要があるので、ここはそういう形で考えなければいけないと思っております。

そこで、欠員となった場合の対処ですけれども、やはりここは新たに会計年度任用職員の募集を行うとか、そういったことで通常の職員でやりくりできない部分については、どうしてもということであればそういったことでしっかり対応してまいりたいと思います。

○委員（水上雅廣）

今の答弁に対してちょっとだけご質問しますけれども、欠員が出たときには改めて採用の方向を考えるとおっしゃいましたけど、前にも質問しましたけど、定員適正計画の中でバッファを出したということを常々おっしゃっているんです。そうしたことを含めて、やっぱりきちんと体系を立てて考えて欲しいなと思うので、どうしても必要ならそういうことになろうと思いますけど、あらかじめ予測というか、難しくてもそういうふうに関今、計画してあるということであれば、人事の中できちんとやっていただきたいなというふうに思います。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総務課長（洞口廣之）

ご指摘のとおり検討してまいりたいと思います。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第15号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第15号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第15号につきまして、要旨にて説明させていただきます。5ページをお願いいたします。提案理由ですけれども、病院管理室の名称見直しに伴う改正でございます。概要でございます。飛騨市内部組織設置条例の改正ということで、地方自治法第158条第1項の規定に基づきまして、市長の権限に属する事務を分掌させるために設置する組織において、これまで「室」の名称を「部」または「課」と同意に位置づける運用が混在していたことから、直近会議の内部組織として用いる名称を「部」または「局」として見直すことに伴い、当該条例上の病院管理室を病院事務局へ改正するものでございます。

これに併せまして、飛騨市議会委員会条例の改正も併せて行うものでございます。病院管理室の名称変更に伴いまして、当該条例において、常任委員会の所管を定める箇所を、今まで病院管理室となっていたところを、病院事務局というふうに変更するものでございます。施行日は令和4年4月1日でございます。以上です。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第16号 飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第16号、飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第16号につきまして、要旨にて説明させていただきます。7ページをお願いいたします。制定改廃の根拠等ということでございますが、個人情報の保護と利活用のバランスを図ることなどを目的として、個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律。行政機関の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律及び個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律によりまして、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたところでございます。

これに伴いまして、本市の個人情報保護に関する取り扱いを定める当該条例についても、これらの法律改正の趣旨を踏まえ、法に適合した内容とするため、所要の改正を行うものでございます。

概要でございます。1点目が個人情報の定義の明確化ということで、法律において、身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換したもの（DNAとか指紋等）や特定の個人に付された番号、符号、個人番号とか、運転免許証番号等につきまして、個人識別符号として定義し、これらの情報も個人情報に該当するとされたため、本条例においても、関係箇所を改正するものでございます。

2点目でございますが、要配慮個人情報の定義等ということで、法律におきまして、人種、信条、病歴等と取り扱いによっては、差別や偏見を生じる恐れがある個人情報を要配慮個人情報として定義されたことに伴いまして、本条例においても定義するとともに、同条例の取り扱いを定める規定を改正するものでございます。

次ページをお願いいたします。3点目でございますが、個人情報不適正利用の禁止規定の追加ということで、個人情報保護法において、個人情報の不適正な利用を禁止する旨の規定が追加されたことに伴いまして、当該条例においても同様の規定を追加するものでございます。

4点目でございますが、個人情報利用中止、提供中止の請求規定の追加ということで、個人情報保護法において、個人の権利または正当な利益が害される恐れがある場合に、利用中止、提供中止等を求めることができる請求権が追加されたことに伴いまして、当該条例においても同様の規定を追加するものでございます。

5点目でございます。事業者に対する意識啓発等に関する規定の削除ということで、改正前の個人情報保護法では、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者は、同法の適用を除外されておりましたが、改正によりまして、全ての事業者について同法が適用されることになったということで、当該条例における事業者に対する措置を定める規定を削除するものでございます。施行日は令和4年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第17号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第17号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

それでは、議案第17号につきまして、要旨にて説明させていただきます。6ページをお願いいたします。こちらにつきましては附属機関の廃止に伴う関係条例の改廃でございます。

概要でございますが、市が条例で設置しております附属機関のうち、既に役目を終え、近年の開催実績がないなど、必要性がなくなった附属機関を廃止するため、関係条例を改正または廃止するものでございます。

1点目でございます。飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正ということで、附属機関の廃止に伴いまして、附属機関の構成員に対する報酬及び費用弁償の支給根拠である当該条例から廃止する附属機関の規定箇所を削るものでございます。

2点目でございます。飛騨市特定空き家等対策条例の改正でございます。特定空き家等に関する対策等を審議する目的で、特定空き家等対策審議会を規定しておりますが、特定空き家の推進に関する特別措置法、第7条の規定に基づきまして、総合的な空き家等の対策計画の実施について協議することを目的として設置しました飛騨市空き家等対策協議会において、その機能が保管されていることから、当該条例から同審議会の規定を削除するものでもございます。

3点目でございます。各種附属機関の設置条例の廃止でございます。飛騨市総合計画審議会設置条例の廃止ということで、飛騨市総合計画の策定に関する審議を目的とする飛騨市総合計画審議会設置のために規定していた市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項について調査審議することを目的として新たに設置しておりました飛騨市総合政策審議会において、その機能が保管されていることから、その条例を廃止するものでございます。

次に2点目でございますが、飛騨市青少年問題協議会設置条例の廃止でございます。青少年の育成等に関する施策審議を目的とする飛騨市青少年問題協議会設置のために制定してありまし

たけれども、市制施行後、開催実績がないこと、また、地域と連携した青少年の育成指導等を目的として設置する飛騨市青少年育成推進員がその役割を担っていることから、当該条例を廃止するものでございます。

3点目でございますが、飛騨市林業振興促進協議会設置条例の廃止でございます。林業振興の推進等に関する調査協議を目的とする飛騨市林業振興促進協議会設置のために制定してございましたけれども、市制施行後の開催実績がないこと。また、市の林業振興や森林保全に関する事項について、助言及び情報提供を行うことを目的として設置する飛騨市森林審議会がその役割を担っていることから当該条例を廃止するものでございます。

4点目でございます。飛騨市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の廃止でございます。次世代育成行動計画策定等に関する協議を目的とする飛騨市次世代育成支援対策地域協議会設置のために制定してございましたけれども、現在は計画が子ども子育て支援事業計画に承継され、その計画策定を目的として設置しました飛騨市子ども子育て会議において、その機能が保管されていることから、当該条例を廃止するものでございます。次ページでございますが施行日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

今話を聞いていますと、会議が設けられなかったとか、していないからということで、精査されてなくしていくという事はいいことなんですけど、そういったものがほかにはなかったんでしょうか。今回出されたものが全てだったんでしょうか。その辺はいかがですか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

この件につきましては、各課に照会をかけた上で、現在機能していない審議会等につきまして調査したものを今回廃止させていただくということで、現在ではこれだけというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

それで、最後の4番目で、飛騨市子ども子育て会議において、その機能が保管されていることから、最初に言われた次世代育成は廃止するという事なんです。

やっぱり、飛騨市子ども子育て会議を開催するときに、次世代育成支援対策地域協議会で、そういったものに諮ろうとはされなかったんでしょうか。いかがでしょうか。

それよりもっと具体的な絞り込んだ会議を設定したほうが便利だったのか。そうしていくと、これからやっぱりもっとチェックを入れていかなければいけないところが出てくるし、その都度やっぱり一番適正にあったものを会議として作っていくほうがよくて、ずっと条例とかそういうところに規定せずに作られていったほうがすごく便利ではないかなと思うんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私からお答えします。おっしゃるように条例で設置するというやり方と、設置要綱みたいな形で設置するというやり方があるんですが、条例でやると、確かに全体的に動きが重くなるころはあって、随時見直していくということの足取りが鈍くなるころあると思っているんですね。

これはものの考え方で、どちらが正しいということではなくて、どちらを選択するかという問題なんです。割と合併当時は条例で設置するものが多かったと思うんですけども、近年は本当に要綱で設置するものが多いので、私としては何か法の関連で、条例で設ける必要があるものがあるとか、あるいは非常に重い位置付けにあるものということであれば、おっしゃるようにもっと改廃が比較的スムーズに進むように要綱でというようなことを考えておりますので、今後もそうした考えで向きたいなと思っているところでございます。

●委員長（徳島純次）

ほかに、ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第18号 財産の無償譲渡について（飛騨市ケーブルテレビ情報施設）

●委員長（徳島純次）

次に、議案第18号、財産の無償譲渡について、飛騨市ケーブルテレビ情報施設を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

それでは、議案第18号につきましてご説明させていただきます。財産の無償譲渡等の関係でございます。財産の種類でございますが、工作物及び備品でございます。所在及び数量につきましては、飛騨市古川町本町2番22号ほか市内一円で、飛騨市ケーブルテレビ情報施設に係る設備一式でございます。

主な設備につきましては、CATV設備、こちらにつきまして自主放送設備は除いております。光ケーブル23万6,355メートルほかでございます。譲渡の相手方、中部テレコミュニケーション株式会社。

譲渡の理由でございますが、飛騨市ケーブルテレビ再整備事業の一環として、当該設備を無償

譲渡し、ケーブルテレビ事業を民営化することにより、市内情報通信サービスの向上を図るためでございます。

こちらにつきましては、仮契約の中で、譲渡日は令和4年4月1日としております。ただし、令和4年度中は順次譲渡者へ切り換えていくために、市が無償で使用できることとしているところがございます。それで、令和5年の4月1日から完全に民営化になるという格好でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（葛谷寛徳）

今の飛騨市ケーブルテレビの工事は順調に進んでいるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

□管財課長（砂田健太郎）

現在の工事の進捗でございますけれども、現在、河合地区のほうで、各戸の引き込みの切り換え工事を始めているところでございます。

現在、300戸あまりの切り換えが進んでいるところでございます。この後、古川、宮川、神岡の順で進めていくというような予定となっております。現在のところ順調に進んでいるものと考えております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

ここにも書いてあるとおり、ケーブルテレビ事業を民営化することによって、市内情報通信サービスの向上を図ると。この市内情報通信サービスの向上はいろいろあると思うんですが、何でしょうか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

まず、今回のこの再整備事業につきまして、一番大きな効果が現れるというふうに考えておりますのは、インターネット環境の整備ということであるというふうに考えております。

市内におきまして、光ケーブルでのインターネットを利用できる場所につきましては、市街地の一部に限られておりまして、NTTと一部民間事業者のほうで参入しているところもございませんけれども、大多数の田舎にあります部分につきましては、NTTのほうの光ケーブルの参入がないということになっておりました。

その部分のインターネット環境につきまして飛騨市のケーブルテレビの同軸ケーブルでインターネットサービスを提供してはりましたが、速度という点におきまして、完全に時代遅れのものになっていたということでございます。

今後のインターネットサービスにつきまして、やはり光ケーブルを使うということが前提での速度とか容量の関係がございましたので、そこをどうするかということが課題になっておりまして、飛騨市が直接、直営で光ケーブルに置き換えるといった場合の試算としまして、15.5億

円がかかるということが過去の課題として出ておりました。

これの解決する方策として、今回、再整備事業で民間事業者による参入を募集したところ、CTCさんのほうで15.5億円に対して、約半額近い金額での参入が可能であるということで応募いただいたことで、今回実現するわけでございます。

そういうことでございますので、市のほうとしましては、非常に安価に市内のインターネット環境のほうの整備ができるということが最大の効果であるというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

これは無償譲渡ということなのですが、今まで、それぞれの合併前からいろいろあったと思うんですが、どのくらいの費用がかかってきたものであるんでしょうか。それを教えていただきたいです。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

これまでに投資をされた金額全ての計上ということについては、今、手元に資料を持っておりませんが、今回譲渡します資産について残価が残っております部分については、積み上げを行いまして、耐用年数で残っているものについては、4,700万円あまりということになっております。

ただ、これにつきましては、今回の再整備事業につきまして、最終的にその撤去が必要になってくるというものもほとんどでございまして、その撤去費を再整備して試算した場合、1億円以上かかるということが出ておまして、実質的にはマイナスの資産であるというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

やっぱりこうして、前の小泉内閣のころから行政財政改革とかいろいろなことを言われてきて、指定管理制度も導入されたり、いろいろなことをして、やっぱり民間にできることは民間にやってもらおうよと。市が全て直営でやっていると、プロではないところもあったりして、やっぱり専門的にということで、それはものすごく分かるんですが、ただ、うちにもこの会社から電話がかかってきて、そしたら、神岡は4月、5月、6月とか、そこまでかかりますとかいうようなことと言われて、工事日にいてくださいとかいろいろなことがありました。

それで、利用者は料金がちょっと安くなるということなんですけれど、これがずっと続くのか。それともやはり、経営状況によってはすごく上がってきってしまうというのと、やっぱりそこが心配なんです。万が一、ものすごくいろいろな状況で変わってきたときに、ここの料金をものすごく上げると言った場合、市はもう譲渡して民間にやったからタッチしませんなんていうことは言わないですよね。その辺をちょっと担保しておいてもらわないと困るんですが、どう考えてらっしゃいますか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

今回の再整備事業にあたりまして、このCTCのほうと事業の契約を結ばせていただいております。

ますが、今回提供していただくサービスの内容につきましては、開始後10年間は維持をしていただくということで、大幅な値上げなどをするということは、基本的に10年間はないというふうに、そこで一応、担保させていただいているということでございます。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものとして、報告することに決定いたしました。

◆議案第19号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第19号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

それでは、議案第19号につきまして、要旨にて説明させていただきます。31ページをお願いいたします。

公の施設の使用料の見直し等のための改正でございます。条例の概要でございます。1点目でございますが、使用料算定方法の統一ということで、公民館施設、コミュニティー施設、古川町保健センター分館及び古川町総合保健福祉センターでございますが、使用料を統一基準により算定した額に見直すものということ、それと算定対象となる面積の考え方を整理し、基準単価により算出するとともに、調理器具の取り扱い、冷暖房加算、端数処理の方法を改めるものでございます。

統一基準といたしまして、使用料につきましては、時間当たり平米2円ということで、税抜きでございますが、こちらを基準としております。2円に面積と時間を掛けて消費税を加えたものが使用料となるということで、10円未満は切り捨てという取り扱いにしております。

冷暖房につきましては、この使用料に30%を掛けたものということで、10円未満の切り捨てを行っているところでございます。調理器具につきましては、使用料に含むものとして削除したところでございます。

2点目でございますが、学校開放施設、スポーツ施設でございます。使用目的別に定められて

いる基準単価と使用時間数に応じた使用料に統一するというところでございます。

次に、スポーツ施設における見直しでございますが、1点目が古川町森林公園研修棟、古川町森林公園管理棟につきましては施設の廃止に伴い、項目を削るということでございますし、古川町森林公園のキャンプ場を一般類似施設と同程度の使用料に改めると、また林間広場につきましては、貸切での使用実態がないため、項目を削るというものでございます。

次ページをお願いいたします。文化施設における見直しでございますが、飛騨宮川考民古俗館でございます。こちらは年間30日会館の現状を鑑みまして、入館を無料とするものでございます。

2点目に神岡郷土館、史跡江馬氏館跡公園でございますが、神岡郷土館の入館料を史跡江馬氏館跡公園と同額の大人200円、団体160円とし、周遊効果を高めるため、2館共通料金を新たに設けるものでございます。併せて、高校生以下の入館料を飛騨市美術館と同じく無料とするというような改正でございます。施行日は令和4年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（水上雅廣）

特にこのことに異論があるわけではないんですが、1つだけ教えてください。

文化施設の見直しのところで、宮川考古民俗館なんですけど、年間30日開館の現状を鑑みてということで、無料という考え方というふうにおっしゃいましたけど、将来的にも30日開館ということではないですよ。でも、無料にしていだけるということでもいいですよ。

ここの議論とはちょっと外れますけど、このことは、やっぱり開館日数はできるだけ増やしてもらいたいという思いがあるので、それと、できれば国道360号の関係で、あそこまで早く行けるというか、来なくなるし、文化振興課のほうでも、今の旧中村家を含めて、いろいろと一生懸命、データ化とかを取り組んでくれてやっている中で、開館率はどうしても増やしていただけたらありがたいなというふうに思っている中で、こういう言葉が出てきたので、そこだけちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□文化振興課（大上雅人）

議員ご指摘のとおり、国道360号の道が新しく開通した場合には、開館日数等も実験的になるかもしれませんが、毎週なのか、毎日なのか、そういったことはやっていきたいと思っております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありますか。

○委員（前川文博）

以前、史跡江馬館の話を見せていただいて、そこから見直して、全体的に単価を見直したということで、全体の分が出てきているということでも見ているんですけども。

すみません、ちょっと間違っていたらあれなんですけど、ここの資料の中に河合スキー場がある

んですけど、流葉スキー場というものは、どこか別のところに出ているんですか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□総務課長（洞口廣之）

流葉スキー場は観光施設条例の中にありますので、よろしく願いいたします。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（澤史朗）

森林公園のキャンプ場なんですけれども、これの類似施設の同程度の使用料に改めるところにある類似施設というのは、市内で山之村キャンプ場のことでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（大始良透）

議員おっしゃるとおり類似施設というのは、山之村にありますキャンプ場と流葉にありますキャンプ場ということです。

●委員長（徳島純次）

答弁するときは、課名と氏名を名乗ってください。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

職員入れ替えのため暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時02分 再開 午後2時03分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第20号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

議案第20号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

それでは、議案第20号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

4ページ目の議案要旨をご覧ください。今回新たに大津通り地区という行政区を設置するものです。ご記憶の委員さんもいらっしゃるかもしれませんが、平成27年5月に船津中央区というちょっと大きな行政区が解散をされ、その後、ここに記述してございます幾つかの行政区が設置されたところでございます。

これらに続き、今回、中町と緑町という2つの町内会がございますが、この2つが新たに行政区を立ち上げることとなりましたので、本条例に位置づけるものでございます。なお、施行日は令和4年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

中央区が解散されて、それで、また新たにちょっと小さめで固まって出されてきたと。

それで、その間、皆さんはどのような不都合を感じられて、新たに今、また区として出てきたんでしょうか。その辺のいきさつはご存知でしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

どうしても船津中央区が解散されたときに、やはり大きな区だったものですから、役員さんになることへの抵抗感とか、やっぱりいろいろ私どももお聞きはしております。

その後、解散されて、特に防災上の必要性か何かを考えられて、堀川とかが出て来てくださったわけですが、私どもも特に行政区がないということについて、こういったような都合が悪いといったことを直接お聞きをしておりますが、我々行政といたしましては、やはり行政区が立ち上がっていただいたほうが防災上の観点からありがたいということで、令和元年ぐらい、前任者はもっと前からやっていると思いますけれども、いろいろな方々にお話を差し上げて、未編成の行政、町内会の方々にもお越しいただいて、重要性か何かのお話をさせていただいているんですけれども、なかなか再編というか、そこは進まなくて、しかしながら今回、2つの町内会が1つになっていただいたといったようなところが経緯でございます。

○委員（高原邦子）

今の役員のことをおっしゃられました。それはどこの地域でもそうなんです。

それで、今の釜崎のほうでも、連絡協議会とか、そういうところに入っていたところが抜けていたところ、東雲、上、中ですか。

そういったことで、公民館活動も、やはり役員とかそういうのを出さなくてはいけないということで、これも原因なんです、だんだんと高齢化となってきたということなんです。

それで、小さな町内2つとか、3つでも、市はこれからも認めてくれるということで、捉えてよろしいんですか。

要は、ば一っと前までは釜崎区ですごく多くあったところですが、町内会2つぐらいが一緒になって、また新しく行政の災害とかそういったときの防災とか、もろもろ考えると、作ってもらっていくというほうに、市は働きかけをしていくというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

空白地帯がこれからいっぱい出ると思うんですが、その辺の何か危惧は感じていらっしゃいますでしょうか、どうでしょうか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□神岡振興事務所長（森田雄一郎）

基本的に北部のほうもそうなんですけれども、やはりなかなかまとまりが難しいというところで、従来、1つの町内会が1つの行政区を立ち上げていらっしゃるというところもありますので、そこはあくまで、これは自治組織でございますので、そういう形で行政区を立ち上げたいということであれば、それは受けなければいけないというふうに考えております。

一方で、やっぱり小さいと、それなりのデメリットもあると思うんですね。これからその地区の人口減少もやっぱりあるでしょうし、そういったことをきちんとお伝えをしながら、そこも理解をしていただいた上で行政区を立ち上げていただくという形になると思います。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（前川文博）

今、地区である程度という話だったんですけども、町の中、町内によっては、1つの町内で20軒、30軒のところもあり、ないところが5軒とかというところもあったりするんですけども。

では、この行政区を作っていくのに、最低何世帯ぐらいあれば、1つの行政区としていこうかなというようなものは何かお持ちでしょうか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

△市長（都竹淳也）

全市的な問題ですが、特に何世帯という基準は設けていません。

ですので、例えば2世帯で行政区を組みたいといえ、これは先ほど森田所長も言いましたけれども、住民自治ですので、それはやっぱり認めていくことになろうと思いますが、ただ現実問題としてはそういうところが少なく、今はむしろ減ってきて、どうやって統合するかというほうが大きな議論ですから、そうするとやっぱり一定の数で作っていくというのが一般的にはなるの

ではないかというふうに思っております。

●委員長（徳島純次）

いいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

では、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

職員入れ替えのため暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時10分 再開 午後2時11分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第21号 飛騨市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

議案第21号、飛騨市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。要旨13ページをご覧ください。提案理由につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う改正でございます。

改廃の根拠等につきましては、国の基準などが改正されたことに伴い、同基準に準じた内容とするため、改正するものでございます。

概要につきましては、デジタル化の推進に伴い、保育所の事業者が作成・保存等を行うものや、保育所と保護者との間で行う手続きに関するもので、書面により行うことが規定または想定されているものについて、電磁的記録及び電磁的方法による対応も可能とするための改正を行うものでございます。

その下に、3件ほど可能となる例が書いてございますけども、少し具体的に申し上げますと、中ほどの重要事項に関する保護者への説明、ここで1例を挙げさせて説明させていただきます。

2月に保育園へ入る前の1日入園というものがございまして、その際に保護者に対しまして、園ごとの重要事項説明書というものがございまして、重要事項説明書というものは、何が記載されているかと申しますと、施設の目的や園の運営の方針、それから名称及び所在地や提供する保育教育の内容、職員の職種、職員数、職務内容等が書かれておりまして、それに基づいて、保護者さんに説明をするというものになります。これは書面を用いて説明をしていますが、そういったものがいわゆる保護者への説明資料というものが、電磁的記録、電磁的方法によるやり方もできますよということでございまして、そこに書かせていただいておりますが、市民への影響につきましては、従来どおり書面により手続きを行うことができるため、保護者への影響はないということにしております。

現在のところ、市もすぐにこういった方法をとるということは考えておりませんで、これまでどおりと思っておりますが、時代の流れもございまして、今後はこういうやり方も可能になってくるということでございます。施行日につきましては公布の日です。説明は以上です。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして、報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第22号 飛騨市不妊治療費助成金条例を廃止する条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第22号、飛騨市不妊治療費助成金条例を廃止する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、議案第22号についてご説明申し上げます。要旨3ページをご覧ください。提案理由につきましては、不妊治療の保険適用に伴う廃止でございます。制定改廃の根拠といたしましては、市独自の廃止でございます。

概要につきましては、市では高額な不妊治療を必要とするものの経済的負担を軽減し、少子化対策に寄与することを目的として、本条例により、市独自の助成制度を運用してきました。少子化対策は国としても極めて重要な課題であることから、令和4年4月から不妊治療が保険適用の対象となることを受け、当該助成制度を終了するため、本条例を廃止するものでございます。

市民への影響でございますけれども、本条例による助成制度では、上限額設定はあるものの、概ね治療費の全額を助成したため、保険適用となる場合は個人負担が増加する見込みであります。このため、保険適用の上で、従来制度以上に個人負担が生じることのないように新たな助成制度を創設したいと思っております。ご参考までに、近年の助成実績を表で掲載をいたしております。施行日は令和4年4月1日です。よろしく申し上げます。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（澤史朗）

最後に説明いただいたところの、いわゆる個人負担が生じないように新たな助成制度というのは、今後の予定だと思うんですけども、今、分かっているような予定があれば教えていただけますでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□市民保健課長（花岡知己）

新年度からは、飛騨市不妊治療費助成事業実施要綱というものを制定するように準備を進めております。まだ素案の段階でございますけれども、現行条例をおおむね引き継ぐような形で考えております。

特定不妊治療につきましては、治療1回につき30万円を限度とする。一般不妊治療としましては、同一年度内で5万円の限度ということで、本人負担額は2分の1ということで、現行条例と一緒にございます。7割は保険相当額で充当されますので、ほとんどこの制度で充当され、保険外適用の、例えば先進医療とか、そういったものがあつた場合に、残りの部分はそちらへ充当していただくというものでございます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ちょっと補足をさせていただきます。令和4年度の当初予算に拡充ということで、不妊不育治療費の助成というものを挙げさせていただいております。

今ほど市民保健課長も申しましたような制度を引き続きという形になりますし、あと特定不妊治療時の交通費の助成、ここについては、さらに拡充ということで提案をさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(徳島純次)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長(徳島純次)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(徳島純次)

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第23号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長(徳島純次)

次に、議案第23号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長(藤井弘史)

議案第23号についてご説明申し上げます。要旨11ページをご覧ください。提案理由につきましては国民健康保険法施行令の改正に伴う改正でございます。

根拠につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び、令和4年税制改正により、国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

今回の改正内容は2件ございます。まず、1点目でございますけれども、未就学児に係る均等割保険料の軽減措置でございます。今ほど述べました法律が改正されまして、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の被保険者均等割額を減額し、その減額相当分を公費で支援することとされたため、本条例の関係箇所を改正するものでございます。具体的に申し上げますと、①対象者、世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額する。

減額割合といたしましては、減額する額は当該年度分の保険料にかかる被保険者均等割額に、10分の5を乗じて得た額といたします。

公費負担額の取り扱いにつきましては、令和4年7月1日施行の国民健康保険法の規定によりまして、減額した額の総額を基礎として、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れることとなります。

この財源といたしましては県の基盤安定負担金が4分の3でございます。残りの4分の1が、市の一般会計からの負担ということになります。

次ページをお願いいたします。2点目につきましては、国民健康保険料に係る賦課限度額の見直しでございます。令和4年税制改正において、国民健康保険法施行令が改正され、所得が十分

に伸びない状況にある中間所得者層の保険料率引き上げによる負担増加を抑制することを目的として、高所得者層にも応分の負担を求めるよう、保険料賦課限度額が引き上げられたため、本条例の関係箇所を改正するものでございます。

具体的に申し上げますと、まず基礎賦課額に係る賦課限度額の引き上げでございます。現行63万円から改正後が65万円。2つ目といたしましては後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げでございます。現行19万円のところ改正後20万円となります。

市民への影響でございます。1点目につきましては、該当するものには優位となる改正でございます。下の規模をご覧くださいますと、該当見込み数が79日52世帯ということで、約90万円の減額という形になろうかと思えます。

2点目につきましては、該当するものには不利となる改正でございます。該当見込み数は、104人中36世帯が該当するというので約60万円増額する見込みだということでございます。施行日は令和4年7月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時25分 再開 午後2時26分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第24号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第24号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、議案第24号についてご説明申し上げます。要旨7ページをご覧ください。提案理由につきましては、住民基本台帳法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正でございます。本改正につきましては2件ございますので、まず、市民福祉部所管分についてご説明申し上げます。

改廃の根拠でございますけれども、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律によりまして住民基本台帳法が改正され、住民票の除票及び戸籍の付票の除票に関する規定が設けられたことに伴い、当該除票の写し等の交付手数料を定めるための改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。2点ございます。まず、1つ目は住民票の除票の写し等の交付手数料の追加でございます。土地所有者問題の対応と現在の居住関係の交渉に繋がる過去の居住関係が交渉されることへのニーズが高まっていることなどから、転出や死亡等により住民票等を削除した後も除票として保存し、長期かつ確実な保存を実現するため、住民票の除票及び戸籍の付票の除票の写し等を交付する制度が明確化されました。これに伴い、当該写し等に係る交付手数料を規定するものでございます。

②は文言等の修正でございます。住民基本台帳法に適合した内容とするため、文言及び引用条項、番号等の修正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。市民への影響につきまして1点目でございますが、交付を必要とするものから徴収するものであり、また、金額に変更はないことから市民への影響はございません。

影響の規模でございますが、令和2年度の交付件数及び手数料収入額をそこに記載させていただいております。ただし、金額については変更がないものですから、この件数であれば、これだけの手数料が収入されるということでございます。施行日につきましては、公布の日でございます。市民福祉部所管は以上でございます。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□消防長（中畑和也）

それでは、消防本部が所管しますものについて説明させていただきます。同じく要旨について説明させていただきます。液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に係る法律で規定する保安確保機器設置等の認定申請手数料及び、貯蔵施設等の変更許可申請手数料の標準額が改定されたことに伴い、市条例の関係箇所についても標準額に合わせるため改正を行うものです。

改定されます手数料は、業者が負担するものですので、認定申請手数料、変更許可申請手数料ともに業者以外の市民への影響はありません。なお、手数料徴収が必要となる市内業者は、認定

申請手数料の改正に関して該当はありません。変更許可申請に関しては、5事業所、7施設が該当し、過去10年間で6回の申請実績がありました。

改正の内容につきましては、新旧対照表、5ページ、6ページをご覧ください。別表2、2条関係、42の部7の項中11万円を9万8,000円に改め、9の項中、1万7,000円を1万5,000円に改めるものです。施行日は令和4年4月1日といたします。以上です。よろしくお願いいたします。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

職員入れ替えのため暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時32分 再開 午後2時32分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第25号 飛騨市消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

議案第25号、飛騨市消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（中畑和也）

議案第25号について説明させていただきます。消防庁長官通知に基づく改正及び市独自の改

正です。全国的に消防団員数が減少傾向にある中で、その確保を図るため、消防庁長官から消防団員の報酬等の基準の策定等についてより、消防団員の処遇改善などの積極的取り組みを行うよう通知されました。これを受け、本市においても団員の処遇改善を目的として、同基準に準じた改正を行うものです。

提案理由につきましては要旨で説明させていただきます。6ページをご覧ください。消防団員の処遇改善及び定数適正化のための改正です。改正の内容は(1)消防団員の処遇改善、12条、13条関係、①年額報酬の増額として、団長、筆頭副団長、災害支援団員は年額報酬の変更はありませんが、副団長から団員までは、階級に応じて5,000円から1万円の引き上げを行います。

②出勤報酬の創設として従来の出動等にかかる費用弁償を廃止し、新たに出勤報酬を創設し、災害時の出勤報酬を増額します。災害及び捜索の場合、1日につき8,000円、4時間未満は4,000円。市が認める活動の場合、1日につき3,000円、4時間未満1,500円。

③特に必要と認められる職務に対する出勤報酬の創設について。県操法大会に関わる消防団員や専門知識技術を要する団員に対し、通常の出勤報酬に加え、一定額の加算をする市独自の特別報酬を創設します。

県大会以上の操法訓練で委託を受けた選手は、1回1,000円。その他、操法訓練を支援する団員は1回500円。消防指導員、はしご組員、ラッパ隊員、兼務の隊員です。ひまわり消火隊員が関係する活動に従事した場合、応急手当指導員、救急法を実施した場合、防火教室、1回につき500円。

④費用弁償の必要額措置として、災害時において分団長等の指示により、資機材搬送や人員搬送などで自家用車を使用した場合、定額1,000円の費用弁償を支払います。

(2)消防団員定数の適正化。消防団員定数を消防団員実員数と整合させるために改めるものです。

(3)災害の定義の改正、9条関係。災害の定義を明確にするために改めるものです。施行日は令和4年4月1日をいたします。以上ですよろしくお願いいたします。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（葛谷寛徳）

これは交付税で手当される部分もあるんですか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

普通交付税の見直しと、あとは特別交付税の加算があるというふうになっております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

操法大会に出場する方々に、また別口到手厚いものを出すというようなことを言われたと思うんですけど、その操法大会に関して、いろいろな意見が岐阜県内でも言われていると思うし、

団員の方の中にも、今どうやって選ばれているか、ちょっと分かりませんが、市内で競争して点数のよかったという人を出すのか、それとも旧町村の関係で順繰りにやってくのかどうか分かりませんが、そのときに当たった家族というか、家庭はなかなか大変だということを聞いています。操法大会に関する消防庁のお考えというのはどの辺にあるのでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

今ほど言われましたように、操法大会に関しましては、全国的、県でも、市のほうでも、いろいろとやり方とかを考えております。

出場に関しましては、一昨年から順番制にしておりまして、順番にしていますので、次にどこが出るというのは決まっておりますし、順番にしたことによりまして、大会とかの俯瞰というのは少なくなっております。

ただし、市の大会は、やはり技術とかを伝承するためには大切なことですので、大会自体はやりますが、競技性を低くして、活動レベルをしっかり合わせられるような形で持っていきたいというふうに考えております。

あと、県のほうもいろいろとタイムなどを考えたりとか、操作審査の基準などを変えていって、競技性を少なくする。ただし、訓練をしないと、やっぱりできないことですので、その辺をしっかりとやっていくような形をとっていききたいということで考えています。

○委員（高原邦子）

本当に団員数も850人から800人と50人も減らしている。やっぱり少子高齢化といういろいろなことも、こういったところにも出てきているし、皆さんには頑張ってもらいたいし、消火活動というのは本当に訓練しなければいけないというのもあるし、分かりますし、ノイローゼになるような人が出ないくらい、ちゃんと団員さんたちをチェックして、チェックという言い方が悪いですけど、しっかりと操法大会がそれでは順送りだということなんですけど、やっぱり1位を取るためにやるんだという気持ちではなく、県の大会に参加するために出るという、そういう気持ちで向かうということですか。

私はどちらかというと、そういった大会があると、1位を目指すのかなと思ったんですが、そうではなく、あまり競技的に1番をとって、全国の操法大会に行くんだとか、そういうことではなく、参加することに意義があるというか、オリンピック精神というか、そういったもので操法大会に向かっていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

その辺は参加する人が考えることだと思うんですけども、基本にあるところは、やはり、しっかりと技術を磨いて、本番のときに活動ができることを目指すことが大事だと思いますが、大会というふうになると、やはり、1番、2番があると、そこを目指すところも出てきますけども、そこをあまり言い出すと、競技性が強くなってきつくなりますので、そこら辺は少し抑えていきたいというふうで、県のほうもそのようになっております。

●委員長（徳島純次）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものとして、報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

職員入れ替えのため暫時休憩といたします。46分に黙祷がありますので、50分まで休憩します。

（ 休憩 午後2時41分 再開 午後2時50分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第26号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

議案第26号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、議案第26号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明します。4ページの要旨をご覧ください。

提案理由は飛騨市スポーツ施設の廃止等に伴う改正で、3点の改正がございます。1点目ですが、廃止するスポーツ施設は、古川町森林公園の管理棟及び研修棟で、ご承知のように既に建物は解体工事が終了しております。令和5年度には同敷地に屋内運動場を建築する予定で、現在設計を進めているところでございます。

2点目は、サイクリングロードの休場期間の変更です。現在は無休としておりますが、冬場はサイクリングロードロードとしては休場とさせていただくための改正です。

3点目は古川町黒内にあります。屋内運動場の使用時間の変更です。現在の条例上の使用時間は午前6時から午後6時までになっておりますが、実際には照明設備があり、夜間の利用も可能

となっておりますので、他の類似施設同様、利用実態に即した使用時間とするために改正させていただくものでございます。施行日は令和4年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第27号 飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

次に、議案第27号、飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは議案第27号、飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する条例についてご説明します。5ページの要旨をご覧ください。

今回の改正は、飛騨市内のコミュニティー施設の開館時間が施設ごとに異なっていたため、これを統一し、利便性を高めるためのものです。

1ページ戻っていただきまして、4ページの新旧対照表をご覧ください。東町コミュニティーセンター。夢館、上村地区コミュニティー施設、神和荘、ふれあいセンターと、5つの施設がありますが、開館時間が3パターンありますので、全ての施設について、一番利用しやすい午前8時30分から午後10時までに統一させていただくものです。施行日は令和4年4月1日です。以上、簡単ですが説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして、報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆議案第28号 指定管理者の指定について（飛騨市大無雁コミュニティーセンター）から

議案第30号 指定管理者の指定について（飛騨市坂下生活改善センター）

●委員長（徳島純次）

次に、議案第28号、指定管理者の指定について、飛騨市大無雁コミュニティーセンターから、議案第30号、指定管理者の指定について、飛騨市坂下生活改善センターまでの3案件は、会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、議案第28号から議案第30号まで一括してご説明いたします。これら3つの議案は、いずれも指定管理者の指定についての議案です。

まず、議案第28号ですが、施設の名称は、飛騨市大無雁コミュニティーセンター。指定管理者となる団体の名称は宮川町の南部振興会です。指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

次に、議案第29号ですが、施設の名称は、飛騨市西忍コミュニティーセンター。指定管理者となる団体の名称は、宮川町の西忍地方改良会です。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

次に、議案第30号ですが、施設の名称は、飛騨市坂下生活改善センター。指定管理者となる団体の名称は、宮川町の打保区です。指定の期間につきましては、これも令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

議案とは別の資料をご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。これら3つの施設は、いわゆる地区集会施設でありまして、指定管理者の選定方法については非公募形式を採用させていただいております。また、指定管理料はいずれも0円です。参考までに各施設の概要を説明させていただきます。

まず、大無雁コミュニティーセンターですが、宮川町大無雁地内、国道360号、富山に向かって右手の集落内に位置しております。昭和55年建設で41年が経過しております。敷地は民有地で土地借上料は3万6,000円あまりを市が支払っております。実質的に大無雁、落合集落の地区集会施設であり、地域内の戸数は令和3年6月現在で27戸でございます。

次に、西忍コミュニティーセンターですが、宮川町西忍地内、国道360号、富山に向かって右手、神明神社向いに位置しております。昭和53年建設で43年経過しております。敷地は市有地です。実質的に西忍、森安、高牧集落の地区集会施設で、地域内の戸数は35戸ございま

す。

次に、坂下生活改善センターですが、宮川町打保地内、打保ストア裏手に位置し、昭和48年建設、48年が経過しております。敷地は市有地です。旧坂下小学校館全体のコミュニティー施設として整備されましたが、現在は実質的に打保区の地区集会施設で、地域内の戸数は14戸です。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

市町村合併のときに、いろいろな公民館、地区のコミュニティーをやっていたところなんかは、言い方は悪いですけど、できるだけ整理をして、身軽にするようにということで、統合したりとか、いろいろしてきた経過があります。

それで、指定管理となると、要は全て市のものなんですよ。そうしますと、築年数も経ってきて、また、建て直しとかいろいろなときは市のものですので市がやっていくと。そういったところが、飛騨市内にいろいろな地域であると思うんです。

だけど、指定管理とかそういうのはとってなくて地域が面倒見ていると。なかなか35軒とかと言っていましたけど、そんなになくても維持しているところもあったりするわけです。

そうしますと、そこは壊したりするには、自分たちで積み立てたりして、そのお金で何かあったときに壊したり、始末しなければということに貯めているんですね。そういったところで、不公平感というのを市民が抱くのではないかと思うんですけど、その辺はどう捉えて指定管理というか、やられていくつもりでしょうか。その辺の考え方を伺いたいと思います。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□生涯学習課長（古田善尚）

まず、この指定期間が終わる際につきましては、本当は地元の方と譲渡ということで話をするのでございますけれども、実際には、なかなか地元の高齢化が進んでいるというようなことで、受けていただけず、やむを得ず指定管理の方法で行っているといった状況でございます。

なお、ほかのコミュニティー施設につきましては、このほかに地区所有の集落有施設がございますので、そこにつきましては、新たに負担させるわけにはいきませんので、その辺につきましては飛騨市のほうで管理しております。

○委員（高原邦子）

これから、いろいろなところ、例えば、消防の器具庫なんかも整理したりとか、いろいろなことをやっていったりする中で、特に法人化してちゃんとできるように地域、地域でやられているところもあるんですけど、やっぱり本当に難しい問題だなと思うんですが、私としては、やっぱり、えこひいきなく、公平に集落を捉えていかなければいけないし、その方々が集まるコミュニティーセンターが絶対に必要だけれど、そして指定管理もとっていないんだけど、市全体として、こちらの地域だけは認めていくとか、こちらでは認めないかということはないようにしてもらいたいと思うんですが、そういう心配はないというふうに捉えてよろしいんですかね。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

いろいろと委員がおっしゃるとおりなんですけども、非常に負担の大きい地域とか、やっぱり今これだけ高齢化が進みますと、本当に1つの建物を維持していくのが難しいというようなことで、我々も不公平ということについては、随分慎重に対応しているつもりなんですけども、そういったことから今度、新年度予算でご説明申し上げますけども、例えば、さっきおっしゃったような解体費の補助なんか令和4年度から集落の施設を解体するときは補助するというような制度も予定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（前川文博）

この3つの施設なんですけども、指定管理ゼロで、地域の方が使う施設だということで地元へ委託をするということなんですけども、議会で意見交換に行ったときに言われるのが、指定管理施設であり、壊れたときの修繕費、建物が大きい、20何軒しかないところで、昔の規模で建てて、管理等はやっぱり地元でみんながやるんだけど、その部分的な修繕費が何とかならないのかという話が出ていたんですが、その辺については、今、指定管理を超えて更新するときに、ちゃんと指定管理者に説明をされて、こういうものが出るのか、出ないのか、そういうことを理解されて預けるのか、その辺はどのようになっていますか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□生涯学習課長（古田善尚）

この施設、それぞれの3地区につきましては、全ての公民館施設を地元の人と回りながら決めていきました。

それで、確かに施設が古いとか、老朽化している部分についても、あることは地元のほうからも言われましたけれども、市としまして、ちょっと緊急でやっているのが、トイレの洋式化でございますので、そちらのほうの洋式化を済ませた後に、老朽化したものについては対応していきたいというふうに考えております。

●委員長（徳島純次）

いいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論は議案番号を述べて行ってください。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決いたします。採決は個々に行います。

最初に、議案第28号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報

告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(徳島純次)

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに、決定いたしました。

●委員長(徳島純次)

次に、議案第29号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(徳島純次)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長(徳島純次)

次に、議案第30号について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(徳島純次)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審議を終了いたします。

ここでお諮りします。ただいま議決しました23案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(徳島純次)

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長(徳島純次)

以上をもちまして、第2回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 午後3時07分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 徳島純次